

環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ

調査名 スリランカ国南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査

日時 平成22年7月20日（火）14：00～16：33

場所 JICA研究所 2階大会議室

独立行政法人 国際協力機構

<助言委員> (敬称省略)

石田 健一 東京大学 海洋研究所海洋生命科学部門助教
田中 充 法政大学 社会学部及び政策科学研究科教授
原嶋 洋平 拓殖大学 国際学部教授
村山 武彦 早稲田大学 理工学術院創造理工学部教授

< JICA 事業主管部 >

中曽根 士朗 JICA 地球環境部防災第一課長
小林 千晃 JICA 地球環境部防災第一課
田中 顕治 JICA 地球環境部防災第一課

<コンサルタント>

川村 浩二 日本工営株式会社

<事務局発言者>

河添 靖宏 審査部環境社会配慮審査第二課長
飯島 大輔 審査部環境社会配慮審査第二課
塩浦 貴之 審査部環境社会配慮審査第二課

午後 2 時 00 分 開会

河添課長 今日、第 1 回目になりますけれども、スリランカの南西部洪水対策案件について助言をいただき、協議を行わせていただくことになります。

その一方で、進め方ですけれども、ルールに基づき、まず委員の方でこの会議の主査を決めていただき、その後は主査の方に進行していただくということになりますので、恐れ入りますが、4 人の先生の中で、今日の主査を決めていただければと思います。

田中委員 石田先生に。

河添課長 お任せしてよろしいですか。

石田委員長 どういう役割をすればいいですか。

河添課長 まず、進行です。最後の助言の案については、全体会議のほうに主査名で助言案を出します。その取りまとめ、その 2 つの役割です。

石田委員長 今日、助言案をまとめるんでしたか。

河添課長 そうですね。今日このまま、議論の後に助言案をまとめます。

では、この後は、石田主査のほうに進行はお任せさせていただきます。私のほうで進め方は協力させていただきますので、この先、よろしくお願いします。

今日は、まず事業部のほうから、既にお配りしてあります準備調査の概要を簡単に説明します。石田委員のほうからは質問、助言案をいただいておりますので、これをベースに議論を進めていければと思います。委員のほうからご質問、あるいはオブザーバーの方も今日はいらっしゃっていますので、オブザーバーの方の発言の許可については主査のほうから許可をお願いします。

石田主査 よろしくお願いいたします。

河添課長 では、事業部のほうから簡単にこの案件について説明をお願いします。

田中 それでは、この事業を担当しておりますJICA地球環境部防災第一課の田中と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

既にお手元にあります委員会資料にお目を通していただいているかと思っておりますので、私のほうから簡単に概要だけ説明させていただきます。

本案件は、調査名を「スリランカ国南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査」と申しまして、この調査の事業自体は、先行する案件としてスリランカ防災対策機能強化計画、南西部地域の洪水対策のマスタープランを策定する調査を実施しております。その中で、北から順番にケラニ川、カル川、ギン川、ニルワラ川と呼ばれる4大河川の洪水対策についてマスタープランをつくっております。お手元の資料の概要を簡単に申しますと、資料の最後の方になるんですが、36ページ、37ページの一覧表になっていますが、いくつかそのマスタープランの中で候補として出された洪水対策の中から優先順位をマスタープランの中で検討しております。この準備調査の中で一番優先順位が高いとされたカル川の堤防建設、それと北部のケラニ川の既存排水施設、樋門等の緊急改修。それとギン川、ニルワラ川のポンプ施設の改修事業、これを対象事業として、そのフィージビリティを調査することを主な目的として実施しているのがこの準備調査です。

また、案件名にも少し触れておりますとおり、気候変動の影響をこの調査の中でも一部調査しまして、今後50年にわたって気候変動による洪水発生規模とか回数を洪水対策としてどのように計画に盛り込んでいくべきかを1つの要素としてこの準備調査の中で検討することとしております。

調査の趣旨は、今申し上げたとおりですが、配付資料の2ページ、3ページに私が先ほど申し上げました優先事業として選定された構造物及び非構造物対策の概要を表にまとめておりますけれども、繰返しになってしまいますが、カル川では既存の下流域の堤防計画、それと上流域の堤防計画、非構造物対策として雨量計や水位計を入れたり、洪水ハザードマップを作成したり、住民を一緒にしたコミュニティ防災活動などもこの調査の中で進めていく予定であります。

今回、助言委員会で指摘、助言をいただくこともあろうかと思いますが、一番環境影響が大きいとされているのが、優先事業として選ばれた中のコンポーネント1にありますカル川流域で、堤防建設をすることによって約700世帯ほどの住民移転が発生するだろうと予測している部分がありまして、これらの内容について留意しながら調査を進めておりますので、この点についても本日の会合でいろいろご指摘、ご助言いただければ幸いです。

簡単ですが、以上です。

河添課長 既にこの報告書もご覧いただいておりますので、ここからはもう質疑、あるいはコメント等をいただきながら、今日の最後には助言案をまとめて全体会合に提出できるようにしていただきたいと思います。ここからは議論の時間ということでよろしいでしょうか。

この進め方として、既に石田委員のほうからは質問より助言をいただいているのですが、もしも重複するものがあれば、そういう意味では最初に石田委員のご質問、あるいは助言についてお答え、考え方なりをご説明いただけますとよろしいかと思うのですけれども、いかがでございますでしょうか。

村山委員 今、ご説明いただいたようですが、何分だったんでしょうか。

河添課長 5分程度です。

村山委員 ちょっとあまりにも簡単ではないですかね。もう少し内容を説明されたほうがいような気がします。

石田主査 実は、私もそう思っています、昨年度、前体制の実施では、かなり詳しい説明を受けてから、質問、質疑応答をするということで、今回、かなり早めにつくろうという趣旨は非常に理解できるんですけれども、やはりもう少しご説明いただいて私たちの頭をリマインドさせていただければいいのではないかと思います。

河添課長 コンポーネントの1番、2番が重要ということで、最後のほうにご説明いただきましたが、もう少し詳しく、その内容をここで説明できますか。

小林 説明かわりまして、地球環境防災第一課の小林と申します。よろしく願いいたしま

す。

それでは今ご要望いただきました調査対象地域の詳しいご説明を私のほうから述べさせていただきます。

まず、先ほど田中のほうから申し上げたとおり、本件4つの河川を対象としている部分がございます。お手元の資料の7ページにそれぞれの位置図を示させていただいております。その土地の北部の2河川、北に2つ河川がございます。ケラニ川、そしてカル川、こちらの流域が対象となっているものでございます。本日、ご助言いただきたい部分につきましては、特に、コンポーネント1に当たりますカル川、上から2番目の河川です。こちらの流域への堤防の建設計画という部分が前回2009年に行われましたマスタープランの段階で提案がなされておりました。今回はそのフィージビリティスタディ、事業化調査という位置づけでございます。

今、パワーポイントに示させていただいておりますのが、カル川流域の洪水対策の1案としてマスタープランにまとめさせていただきました案でございます。こちらは、上流から下流に沿いまして、赤い部分、こちらは堤防の建設地域になっております。上流部に人口約30万人の都市ラトナブラがございます。下流側にいきますと、こちらの人口は約60万人を抱えますカルタラという町がございます。これらの町を重点的に洪水から守るという部分がものがマスタープランで提案されております。具体的な対策として、ラトナブラで言いますと堤防の建設、そして下流部につきましても堤防の建設により町を守っていく、その氾濫流域の洪水対策を行っていくというところがコンポーネントとなっております。

こちらのカル川は、特に都市化された部分につきましても堤防の建設を行っていくという部分が一部ございますので、現段階で我々が事前調査を昨年、この調査を始める前の段階で7月に行っているんですけども、その段階で、衛星写真または現地の踏査を踏まえまして、堤防の線形はこれから考えていきますので、正確な数はこの場ではつきとは申し上げられませんが、ラフな計算で約700世帯程度の住民移転が発生する可能性があるという状況でございます。

こちらのカル川、各流域の諸元につきましても、お手元の資料でまとめさせていただいております。詳しくは、2ページ、3ページ、先ほど田中からご案内いたしましたけれども、下流域、上流域の堤防計画としまして、下流域は総延長21.4キロ、上流域につきましても6.4キロの堤防建設がコンポーネントとして含まれているものでございます。

各流域の諸元につきましては、6ページに、詳しい言及をさせていただいております。カル川につきましても、流域面積、2,719平方キロという状況にございまして、流域人口としまして先ほど申し上げたとおりカルタラ、ラトナブラという2つの大きな都市がございまして、人

口としまして、約112万という流域人口がございます。洪水氾濫地域に居住する人口としまして13万2,000人というデータがございます。

以上が、カル川の、特に助言をいただきたい部分に関して、詳しい事業の説明をさせていただいております。関連のデータとしまして、これまでのカル川の氾濫の実績のデータが1つございまして、お手元がございます。こちらは2003年の直近の洪水のカル川の氾濫域の図でございます。青で指し示した部分が、下流部のカルタラ、そして上流がラトナプラ、洪水がひどいという状況になっております。

加えまして、石田委員のほうから、ご質問いただいておりますケラニ川の流域がどのように使用されているかという、ゾーニングの図につきましても本日資料を準備させていただいております。18ページに、カル川の流域の土地利用計画につきましても添付させていただいております。以上が、カル川の現況の状況と我々の事業計画でございます。

続きまして、もう1点、ケラニ川、カル川よりもやや北部に位置するものでございます。こちらの事業計画につきましては同じく3ページのまん中に優先度の高い緊急復旧事業ということで記載させていただいております。ケラニ川につきましては、カル川と違って、大規模な堤防の建設というわけではないんですけれども、主に緊急的に復旧が必要な事業ということで、2009年3月に終了しましたマスタープランで、樋門の建設と下流域の既存堤防の護岸整備、こちらの2点がケラニ川優先的事业としてやるものでございます。

今、パワーポイントの図で示させていただいておりますのが、ケラニ川流域の土地利用図です。こちらの石田委員から事前にご質問いただいたものでございまして、特にケラニ川につきましては、首都圏に流れ込んでいるというところで1つ特質がございます。リハビリの対象の区間といたしまして赤で示させていただいている地域が事業の対象地域となっております。この樋門のリハビリ、堤防の護岸整備、この2つのコンポーネントからなっているというものでございます。

こちらにつきましても、一部の護岸整備、そして樋門のリハビリに関わって、移転軒数として、これから検討していく護岸整備の線形を検討してまいりますけれども、現在の段階で、20世帯程度の住民移転の発生の懸念があるという点でご報告をさせていただいております。

各コンポーネントの調査内容につきましても、これから調査を進めてまいりますけれども、詳しくは4ページ、各コンポーネントにおける調査内容という部分で詳しくまとめさせていただいております。本日ご説明させていただくのは、ご質問いただいた部分と事業対象地域として今回の環境社会配慮助言委員会に関係する部分のみに割愛させて説明させていただいております。

す。

以上が、カル川、ケラニ川の流域及び事業内容ということで説明申し上げました。

河添課長 いかがでしょうか。コメントあるいはご質問は。

石田主査 今日の落としどころを教えてください。それを聞いておかないと、どこまでどう振っていいかちょっとよくわからないんですけれども。昨年までのパターンというのは、1時間程度説明をしていただいて、その後、1時間ぐらい質疑応答、助言に関してのコメントを出してから、時間をおいてまとめるということだったので、私たちは頭の中を整理する時間があったんですけれども、ところが今日は恐らくそうではなくてスピーディにやりたいということだと思いますので、今日の落としどころをまず知った上で時間配分をしたほうがいいのではないかと思います。

河添課長 大体議論については2時間程度の時間をいただこうと思います。皆さんのコメントも助言案としてワープロで打ち込んでいきますので、それを最後にご確認いただくところまで進めた頂きたいと思います。

石田主査 ありがとうございます。

そうすると、このままこの段階で、最初の説明を受けたということで、委員の皆様はコメントや助言を出していくというプロセスに進むということによろしいのでしょうか。まず、それをちょっと確認させていただきたいのですが。

手始めに、私のほうから読んでいて、わからない部分がありました。助言案のようなもの、案をちょっと書いてみますので、どこからとっかかるということも可能だと思うんですが、よろしいでしょうか。

村山委員 新しい仕組みで始まった最初なので、少し不規則かもしれませんが質問させていただきたいと思います。

この案件がAになっているのは、書いてあるように700世帯以上の住民移転が発生する可能性があるということですが、今日の資料にはそこに関する情報がほとんどないと思います。これでもしコメントをつくるとすれば、あまりにも情報が少なく判断ができないというコメントを出してもいいでしょうか。

私は現地に行ったことがありませんので、現地で移転される対象になっている住民の方がどういう状況だとか全然わかりません。その段階でコメントを求められるとすれば、非常に厳しいコメントになるのではないかと思います。

河添課長 今のご質問について、事業部においては、700世帯の所在や今後の調査の進め方

について、把握されていますか。

小林 ご回答申し上げます。

まず、本件、調査開始が今年2月から開始されたというところもございまして、詳しい移転数、またこれからの非自発的住民移転に関する合意形成はまさにこれから調査をかけて行っていくというステージに現在おります。先ほど、ちょっとスケジュールのほうをご説明申し上げなくて大変失礼いたしました。

現状といたしまして、36ページに、環境関連の調査にかかるカル川、ケラニ川にかかるスケジュール案、こちらのほうを示させていただいております。

7月、まさに今これから現地調査を開始しまして、DraftのE I A、そして住民移転計画のR A Pの作成をこれから行っていく状況でございます。その過程の中で、ステークホルダーの協議を踏まえまして、最終的にその協議の結果を踏まえて、我々の事業化の内容、そしてF / S計画の中身のE I A、R A Pの修正を行っていくというスケジュールで現在考えているところでございます。

河添課長 さらなる助言ということがございましたら、それを助言案としてまとめていただければと思います。

原嶋委員 幾つか教えていただきたいことがあります。1つは、まず河川、これはカル川は、これは水源は上は、地図にあるところの湖が水源か、その点を確認したいんですけれども。あと河川沿いの土地利用の形態、特に農業が多いと思うんですけれども、その構造について、情報がほしいというのが2点目です。3点目は、河川の土地利用、土地所有の状況、実際に堤防をつくる箇所とつukらない箇所があるようなんですけれども、つくる予定と考えられる箇所とつukらないところも含めて、現在の土地所有の状況がどうなっているかということ。それはスリランカの法律などにも関係すると思いますけれども4点目が700世帯という数字と20でしたか、それは非正規住民なのか、いわゆるきちんとした所有の住まいをしている方なのかということ、その人たちの大体の収入源です。

今、4つくらい言ったと思うんですけれども、後からまた申しますけれども、特にスリランカでは住民移転について、いろいろトラブルも少なくないというふうに聞いていますし、そういったことがちょっと出ていますけれども、どこで一番問題が起きているのか。あと実際、R A Pがこれからやられるようなんですけれども、簡単に言ってしまうと補償基準というものをどういうふうに考えていらっしゃるのかということをお聞きしたい。

あと最後に、スコーピングもいろいろあるんですけれども、37ページについている代替案の

検討というのは、これはどこのコンポーネントを指しているんですか。全部をまとめてこれで整理されているのか、これはもしかしたら私の読み方が十分ではないのかもしれませんが、この代替案についてもう少し説明がほしいです。

とりあえず以上です。まだほかにもあると思いますけれども。

川村 それではまずカル川流域の土地利用につきましてご説明いたします。

原嶋委員 まず、水源はどこかちょっと教えてください。

川村 このスライドでちょっと説明しますけれども、一番上流が、ここが一番高いところです。この辺が上流端、いくつか支川がございますものですから、いろいろなところから水が流れ込んでくるということでございます。上流に池があるとか、そういうものではございません。水源は雨でございます。

続きまして、土地利用でございますけれども、カル川につきましては、お手元の18ページでございます。ここに土地利用の図を示しておりますが、凡例の色と土地利用の色がちょっと印刷の関係上必ずしも一致していないんですが、基本的にベージュと言いますか、この辺のところはどちらかというと市街地でございます。カル川のこのあたり、これはカルタラ市街地でございますが、ここはラトナブラの市街地でございます。ここは家屋密集地域でございます。それ以外のところはどちらかというと農村地域というふうにご理解していただければよろしいかと思えます。

そして、この水色で表現しているところは、洪水の氾濫地域でございます。非常に標高が低い。水田としても活用されておりますけれども、洪水の被害があって、ここは河川沿線で頻繁に洪水が起こるものですから、雨期は土地利用しないという状況でございます。

余談になりますけれども、ここは氾濫がほとんど起きないところでございますが、ここは丘陵地域でございます。そういう地形的な特性がございます。非常に狭隘部でございます。ほとんど氾濫が起きません。そういう地形の特性を持った河川でございます。したがって、氾濫についてはラトナブラ地域と下流のカルタラ地域、こういうことが言えるかと思えます。

石田主査 すみません、関連して質問させていただきます。

質問か助言案にも書いたんですが、カルタラとラトナブラの一部の地域を囲むように代替案の地域を出されているんですが、支流が入り込んでいますが、支流に対する構造物対策を普通やると思うんですけれども、それはあまりカバーされてないんですか。どういう意味がよくわからなかったんですけれども。

川村 ちょっとこの氾濫域図をご覧くださいとわかるかと思うんですけれども、特にこの中

流から上流にかけて支川が入り込んでおるわけなんです、このところはそんなに氾濫は起きていません。もちろん支川の沿線には氾濫は起きるんですが、家屋はまばらな状況でございまして、土地利用もそんなになされてないということで被害もそんなに大きくはないということで、マスタープランの段階でいろいろ検討されて、やはりカル川本川の洪水対策が重要である。そういう調査結果で、このカルタラとラトナプラの本川についての洪水対策、これが策定されるという背景がございまして。

石田主査 ありがとうございます。

川村 続きまして、土地所有でございまして、これはこれから調査をどんどん進めまして、土地の所有については調べていくことになっていきますが、やはり私有地、それから国有地、両方があると今の段階では理解しております。これからRAPで1軒、1軒、対象地域を調べて、その辺の所有の状況も調査することにしております。

それから、収入源ですが、これもやはりいろいろなレベルの住民の方がおられます。例えば、市街地に住んでおられる方というのはかなり収入もあるだろう。ただ、申し訳ないのですが幾らぐらいというのはここではまだ言えないんですが、それなりの標準的な生活しておられる住民の方がおられます一方、特にケラニ川の下流なんですけれども、ここは正直申しまして、イリーガルと言いますか、そういう方もおられまして、ここは注意をして対応しなければいけないということでございまして。ちょっと繰返しになりますが、この市街地ではそれなりの生活レベルを維持しておられる方々がおられる一方、場所によってはイリーガルな方もおられるというふうな状況でございまして。

原嶋委員 詳細は線形も決まっていますが、まだ全体像は把握されていないということですか。

川村 そうでございまして。

それから、住民移転が問題となる部分で、どういう状況かということで、これからいろいろなステークホルダー協議をやったり、移転の対象になる方々とヒアリングをやったり、これから調べていくことになる段階でございまして、具体的にまだどういう問題かというのはちょっと言えない段階でございまして。

次に、RAPの補償基準でございまして。これもやはりスリランカ側の法令や基準もございまして、その辺も踏まえつつ、相手方の実施機関とも慎重に協議しながら、いろいろ検討し、提案なりをしていくことになるだろうと考えているところでございまして。

最後に、代替案の検証でございましてけれども、ちょっと表がわかりづらくて申し訳ござい

せん。今回、特にカル川でございますが、先ほどもご説明がありましたように結果的にカル川の場合はラトナプラとカルタラで堤防整備、これが最終的な推奨案ということになっておりますけれども、それに至るまでに基本的にはそこに挙がっていますような、ゼロオプションから始まって、河川拡幅、バイパス水路、ダム建設、それから住民移転。特に、この中の(1)から(3)、これはかなり慎重に徹底的にマスタープランの段階で検討されております。

それについて、少しご説明を加えさせていただきますと、このスライドがマスタープランのときにカル川において設定された代替案を示しております。代替案は、1番から4番までの代替案が設定されております。さらに、洪水対策としましては、短期計画と長期計画に分けて設定されております。短期計画につきましては、代替案の1から3までは共通でございます。具体的に言いますと、下流のカルタラ地区での堤防整備。それから、上流のラトナプラ地区による堤防整備。あとこれはソフト対応になりますけれども、早期警報及びモニタリングシステム、こういうコンポーネントで短期計画は構成されております。

代替案4ですが、短期計画に関する代替案4ですが、これはカルタラ地区の堤防整備及び早期警報及びモニタリングシステム、こういう4つの代替案を短期計画として設定しております。さらに、長期計画におきましては、代替案1では堤防のかさ上げ、短期計画で計画した堤防のかさ上げで、ラトナプラ、それからカルタラの2地区でございます。

代替案2につきましては、バイパス水路、つまりある河川区間を迂回していくバイパス水路がございます。それがラトナプラ地区について設定されております。あと下流のカルタラでは堤防かさ上げ。代替案3につきましては、ダム計画でございます。あとで位置図にお示ししますけれども、ラトナプラの上流に多目的ダムというものを計画に取り込んでおります。代替案4の長期計画としましては、治水専用ダムというものを取り込んでおります。

繰返しになりますけれども、カル川地域では4つの代替案を設定しまして、それぞれにおいて短期計画、長期計画、こういうふうな事業内容のものを取り込んで、代替案を設定していません。

次に、その位置図を説明させていただきます。

これは先ほど出てきた図でございますが、これは代替案1でございます。代替案1というのは、堤防整備計画でございますが、短期計画はこのカルタラとラトナプラの堤防整備。長期計画は、この堤防のかさ上げでございます。先ほども申しましたように、このところは丘陵地域でございます、ほとんど洪水氾濫が起こらないですから、ここは対象とはなっておりません。

続きまして、この絵は、代替案2でございます。代替案の2で、短期計画と言いますのは、これは代替案1と共通でございます。カルタラ地区の堤防計画、それからラトナプラ地区の堤防計画、さらに長期計画としまして、バイパス水路を取り込んでおります。さらにこのカルタラ地区の堤防かさ上げというもので長期計画は構成されております。

これはなぜここにバイパス水路を計画するかと言いますと、昔はカル川の流れはこちらに流れていたんです。これは昔の旧河道でございます。ですから、これを利用したバイパス水路案というものがあまして、スリランカでもいろいろ検討されておまして、その辺のアイデアをいただいたということでございます。これが代替案2でございます。

これが代替案3と4でございますけれども、3というのは短期計画ではカル川のラトナプラに堤防の赤いマークが落ちているんですけども、代替案3では、カルタラとラトナプラに堤防計画を行うものでございます。長期計画はラトナプラの上流のマルワラというところに多目的ダムの建設を計画するものでございます。

この計画は、実はスリランカ側では、それこそ1960年代ぐらいからずっと調査を進めてきた案件でございます。こういうアイデアもあるということで、それも代替案の中に含めた次第でございます。ただし、これは多目的ダムでございますから、もちろん洪水調節の目的も含まれておりますけれども、水力発電とか、それから水供給、そういうものを含んだダムでございます。これは代替案3です。

次は、代替案4でございますけれども、短期計画はこのカルタラの堤防計画、長期計画としてここに治水専用ダムを設けるものでございます。ですから、洪水調節効果もかなり大きなものが期待できるということで、ラトナプラにはもう堤防はつくらない。そういうコンセプトの代替案でございます。これにつきましては、スリランカ側がこれまでずっとスタディをやっている案件でございますから、それも1つの代替案としてあり得るということで取り込んできた次第であります。

代替案というのは以上述べました4つの案を考えて、いろいろ比較してその結果として今回の堤防整備案というものを選定した次第でございます。

もう1つ、追加でちょっとご説明させていただきますと、堤防案に選定された経緯でございますけれども、マスタープランの段階で、経済評価というのをやっております。縦軸に指標でございます。それから、右側に代替案を4つ並べておりますが、指標としましては、ちょっとすみません、隠れておりますけれども、ここがB - C、便益 - 費用でございます。次がB / C、便益 ÷ 費用、最後がE I R R、経済的内部収益率でございます。こういう指標を使いまして、

それぞれの代替案を関しまして、しかも全体計画が短期と長期の組合せですけれども、どういふふうになるだろうかという検討をやりまして、この辺も踏まえて、代替案 1 が選定された経緯がございます。

代替案の評価でございますけれども、ちょっとここに書いておりますけれども、ちょっと読みますけれども、代替案 1 は、短期計画において代替案 4 の短期計画よりわずかに小さい経済的内部収益率を示しているものの、全体計画（短期＋長期計画）では経済的に最も望ましい。

ご覧のように、全体計画で言いますと、代替案 1 の E I R R が 20%。ほかのところは 15% 以下ということで、明らかに代替案 1 が経済的には一番望ましいということがわかった次第でございます。

さらに、環境社会配慮の視点から、マスタープランレベルでございますが、調査が実施されておまして、この 4 つの中で代替案 1、つまり堤防整備が最も影響が少ないということが期待できるということが調査の結果からわかりました。一方、ダム計画になりますと、多目的ダムでも治水専用ダムでも同じですが、上流域の現状を踏まえますと、かなり大きな住民移転というものが必要になってまいりまして、1990年代のスリランカの調査結果によりますと 700 家屋ぐらいの移転がいるというふうに報告されておりますけれども、その後また増えている可能性もございます。そういった状況の中で、住民移転があるものですから、かなりいろいろな実施に向けた困難があるだろうということがわかりました。このような評価に基づいて、代替案 1 が最もカル川では望ましい洪水対策だろうということで選定された経緯がございます。今回は、その中で、代替案 1 の短期計画、このフェーズをカル川においては実施するものでございます。

以上、ちょっと余分な説明をさせていただきましたけれども、簡単ですが説明を終わります。

原嶋委員 1 点だけ。カルタラ川でバイパスをつくると考えはないですか。

川村 ないですね。と言いますのは、ここはかなりの市街化が進んでおまして、まず土地収用が不可能の状況でございます。

石田主査 代替案が出たので、私もいろいろわからないことがあって、お聞きしたいのですが、今、せっかく説明して、スライドの 3 枚目の代替案のところは構造物対策だけではなくて、早期警報及びモニタリングシステムが 2 度出てくるんですが、これについては代替案比較というのはどういふふうになっているんでしょうか。まず、それをお聞きしたいです。

川村 この早期警報、モニタリングシステム、これはいずれも共通のものでございます。これは、あくまでも超過洪水に対して設定するものでございますから、いずれの代替案でも共通

でございます。

石田主査 どの代替案を選んでも、共通のコンポーネントということですか。

川村 そうです。

石田主査 ということは、これもやはりハード的にはモニタリングシステムということで、私が思っているのは、ソフト的なものも含まれているのかなと、そういうものは入っていないんですか。住民が洪水を知らせるとか。

川村 それも入っております。ソフト的な内容も取り込まれたコンポーネントでございます。

石田主査 1、2、3、4のどれを選んだとしても、必ず付随するということですか。

川村 そうでございます。

石田主査 そうすると代替案、私は助言のほうに書いてしまったんですけども、一番最後の2つ、助言というのは多分質問だと思うんですけども、何となく文章を読ませていただいたときは、堤防工事が前提となっているふうに見受けられるんですが、今、お話を伺ったので、また混乱してしまったんですけども、堤防設置とゼロオプション、バイパスダム建設、被害住民移転を単独で比較することだけではなくて、例えば堤防設置と被害住民移転だとか、堤防設置とコミュニティ防災を組み合わせるとか、そういうオプションの組合せもあるんですけども、ここは縦割りでやってしまっているんで、組合せての効果の代替案の比較検討ができてないように私は見えたんです。そういう助言というかコメント、質問させていただきました。まず、その点をお聞きしたいというところです。

それから、対象地区はそもそもマスタープランの段階で、4河川あった。ギン川、ニルワラ川を含めて、ギン川、ニルワラ川は50万の流域人口があって、ニルワラは多雨地域という記述があるにもかかわらず、ギン川、ニルワラ川は今回はずしてしまっているという理由もよくわからないです。技術的な検討を出されたというのはよくわかるんですけども、どっちかと言うと事業アセスに近いなという考えを私は持ってしまったんです。そもそもこの委員会で検討するのは、恐らく事業アセスに入る前の計画アセスであり、戦略アセス、昨年も戦略アセスの話が随分委員会に出ていましたので、そこら辺はカル川を対象とする、選んだ理由も必要だし、カル川の中での細かい事業の話をする前に、何でカル川なんだと。ギン川、ニルワラ川は外したんだというところもちょっとご説明をいただかないと。私は非常にわからなくなりました。よろしくをお願いします。

マスタープランを読めばわかると思っていただいたんですが、申し訳ありません、週末をはさんだので、ほとんど読んでいません。ごめんなさい。

小林 回答を申し上げます。

まず、ギン川とニルワラ川について、本資料について詳しい言及がない理由についてはご説明させていただきますと、ギンとニルワラはマスタープランの結果、緊急的に洪水対策に取り込むコンポーネントとしまして、両方とも排水機場のリハビリ、こちらが主なコンポーネントになっております。ギンとニルワラで、合わせて13箇所の排水機場のリハビリが対象となっております。ギンとニルワラで、合わせて13箇所の排水機場のリハビリが対象となっております。ただ単に排水機場の電力系統、または付け替え工事を含めた改修となっておりますので、この時点で、工事最中の騒音、水質汚濁といった軽微な影響があるということで、一番最後の影響評価マトリックスのほうには記載させていただいておりますけれども、大きな点で環境影響の評価の妨げになるようなものはないという理解のもとで、こちらには記載していないのでございます。

あともう1点、ソフト部分のご指摘がございましたけれども、ソフト部分のご指摘内容につきまして、4ページの各コンポーネントにおける調査内容、こちらにまとめさせていただいております。今回の調査の内容につきましては、その構造物対策のみではなくて、非構造物対策に対する調査とこれからの事業化に当たっての調査ということで含ませていただいております。具体的に言いますと、各コンポーネントにおける調査内容の表の中の8)以降がソフト部分に関する部分になっております。

申し上げますと、洪水用警報システムにかかる先ほどの雨量計、水位計といったものがございますけれども、ほかにも避難体制といった各種計画の策定。あとは流出抑制の観点で、土地利用規制にかかる観点で、こちらの計画の策定にかかる支援。そして、先ほども委員のほうからご説明いただきましたコミュニティ防災、こちらも含まれております。以上、大きく分けまして、土地利用規制、洪水用警報システム、コミュニティ防災、3つの視点で、ソフト部分の調査内容として含めさせていただいているということです。

石田主査 そうするとマスタープランの段階で、2つの河川はもうリハビリをするということで、今回の重点から落とすということになって、今の河川に絞り込んだ。その中でも特にカル川が重要なので、もうカル川の技術的な課題に絞り込んで代替案をしたという理解でよろしいでしょうか。

小林 お答え申し上げます。マスタープランの経緯を簡単にご説明しますと、ギンとニルワラには既に堤防があるという現状もございまして、それを踏まえた結果、排水機場の緊急改修という点で、重点的にやるということでコンポーネントに組まれているという現状がございません。カルについては、堤防がないということで、まず最初に堤防からやるということで、優先

的なコンポーネントとして挙げられているという経緯がございます。

石田主査 ありがとうございます。

続けて、ちょっとお聞きしたいんですが、助言提案の案の一番最初に書いたところがまさしく今おっしゃっていた代替案のソフトの部分に関連するんですけれども、いただいた日本語の資料を事前に読み込んだつもりですが、コミュニティ防災に触れておられるんですけれども、資料後半を見ると、実際に環境社会配慮審査でその分野についての調査が明確に見当たらない。先ほど、原嶋委員のほうからご指摘がありましたように、政権に関することはわからない。どういう収入とか、人口構造、生計、あと伝統的な警報の仕組み、半鐘を鳴らすとか、よくわかりませんが、そういったところがあるのかないのかということもわからないし、そういうところの調査、現状の住民の人たち、政権調査を踏まえた上で、どういうコミュニティ防災をするかという調査が見当たらないんです。影響はあるわけです。要するに、工事を行うことによって、何か影響が出る。外部からの影響調査をするんですが、中のポテンシャルだとか、中の現状調査というのは、そういう意味で環境社会配慮調査が見えないんです。同じく、指導部というか政府の運営能力の強化という一言は確かにあるんですけれども、それについて環境社会配慮調査ではどうするのか。または環境社会配慮調査でやらないのだったら、本体の調査でどういうことをするのかということ、何か新しい組織を提案するのか、そうではなくて既存の組織の中で委員会をつくるだけではなくて、どういうことをやっていくかという、どこの部署がやるか。そういう方向性、そういう調査をするかしないかの記述が、私は読んだ限りではなかったような気がするんですけれども、最近ではハザードマップを住民自身が書くことが増えています。そういったところでJICAさんもハザードマップづくりをやってこられて、住民側の目で見ると、どこが危ないところだと調査をなされていたことも私は個人的に興味があったので、そういうところの調査の計画が見当たらないんです。

環境社会配慮では、1、2、3ぐらいの項目があるんですけれども、完全に工事が与える影響とか、そういうことだけなんです。そこら辺についての見積り、そこをもうちょっとお聞きしたいなと思っておりました。

以上です。

川村 今ご指摘のありましたソフト分野の対応の件でございますけれども、この調査では構造物対策のみならず、非構造物的洪水対策計画というのも策定するようになっておりました、具体的に申しますと、ちょっと繰返しになりますけれども、洪水予警報システムの拡張計画とか、水防避難体制の強化計画とか、それから土地利用規制、コミュニティ防災機能強化、それ

から河川行政強化改善対策とか、こういった内容の調査を、この準備調査の中では行うことにしておりまして、それぞれの専門家がまずあります。別の専門家でございますけれども、調査団は十何名で構成されておりまして、先ほど申しました非構造物対策につきましては、別の専門家のほうが対応するようになっておるところでございます。

石田主査 それはいただいた資料のどこを見ればよろしいですか。教えていただけますか。

例えば、13ページを見ると調査の範囲ということでは、第1年次、現地踏査、情報収集・分析、解析などを通じて、と書いてあるんですけども、今おっしゃっていただいたところまで理解できるような範囲ではなかったような気がするんですけど。環境社会配慮についても33ページに書かれているんですが、用地取得、RAPにかかわるところと、地形改変により、自然環境への影響、それから建設工事に伴う、工事に伴う汚染から水質への影響までというふうに限定されているような印象があります。

ですので、私の読み方が多分悪かったせいだと思うんですが、どこら辺にあるのかというのを教えていただきたいと思いました。

委員の方、ほかにいかがでしょうか。

田中委員 この事業の必要性に関係してお尋ねしたいんですが、1つは、このカル川、ケラ二川の洪水の氾濫面積とか被害の実態とか、それからいわば今回は気候変動への適応というタイトルがついているんですが、今後の気候変動に伴う降水量の推移とか、そしてそれによって現状の水量とカル川の将来の30年後の水量の予測とか、そういうデータというものはあるんでしょうか。

つまり洪水対策をする上で、前提となる現状、それから被害の実態、それからそれが今後どういうふうに被害が広がる恐れがあるのか。そういうことについてデータがないと判断ができないので、その事業の必要性、したがって、どのぐらいの排水量といいますか、洪水防止のための施設が必要だという、大きな前提がちょっと見えないので教えていただきたいと思います。

川村 洪水状況といいますか、洪水の条件といいますか、それがどうなんだということだと思います。私どもはまず現在気候でいろいろ分析しておりますが、さらに今後、気候変動による影響予測、これも行いまして、具体的に申しますと、確率雨量が、例えば50年後とか、将来どのぐらい変化するか。こういうこともきちんと評価して、それも取り込みながら洪水対策を立てることにしております。ただ、まだ現時点では検討段階、調査段階でございまして、気候変動による影響がどの程度かということを具体的には申し上げることはできないのですが、今、ちょっと一生懸命解析しておりまして、今後、その辺も明らかにして、洪水対策の中に適切に

反映していくというふうに計画しております。

田中委員 そういう将来予測がないと、堤防が必要なのかバイパスがいいのか、あるいはダムが必要なのかという判断がつかないのではないのでしょうか。長期計画を考える上で。

川村 確かにおっしゃるとおりだと思います。気候変動による影響がどの程度になるか。これがちょっとまだわからない段階で、具体的な対策を立てるのは時期尚早ではないかと、こういうご意見だと思いますけれども、今の段階での私どもの構想ですけれども、気候変動による影響がどの程度かによりますけれども、やはり基本的にはマスタープランで策定された案をベースにしまして、それで将来の気候変動の影響に対して、対応できる部分は施設的な対応でやるし、それが望ましくない場合はやはり非構造的な対策で対応するのが実際的ではなからうか。今の段階ではそういうふうに考えているところでございます。

田中委員 ちょっと視点を変えますが、例えばカル川の過去の洪水履歴であるとか、あるいは氾濫履歴、あるいは現状、これは堤防がないわけですか。河岸、河動があるわけですか。そういう現状の姿、写真なんかがございますか。つまり私たちは全然現地を見てないものですから、全然イメージがわからないんです。

例えば、河川水量なり水位がどのくらい変化するものですか。年間変化で。水位がどのくらいになるとか、多分年間降水量の推移があったと思いますが、確かにある月は何百ミリ、ある月はあまり降らないというこういう年間傾向がありますので、水量、河川水量も変わってきていると思います。ただ、それは流域の先ほど言えば、水田とか、農業用水の利用によってまたこれは変わってくると思いますので、そういう点で、川の水量の変化、それは例えば降水量に対してどういう変化を挙動するかという水文分析のようなことはされているのでしょうか。そういうことを踏まえた上で、したがって、こういう状況にあるということがわからないと、果たしてこの提案されている計画が妥当なものかどうか、全然判断の根拠にならないです。

川村 今のご質問ですけれども、私たち調査団の中に、水文の専門家が入っておりまして、降雨解析、それに伴う流出解析、またその結果による氾濫解析、これを現在気候、それから将来の気候変動の影響を取り込んだ条件での解析をカル川流域全体で行います。それに基づいて、各地点での確率洪水流量ですけれども、それを評価して、それに基づいて計画を立てるようにしております。

田中委員 これから出てくるんですか。

川村 そうです。

小林 マスタープラン時にも同じく水文解析を調査項目に入れていまして、それをもとに今

の事業計画の代替案を踏まえて検討しているというところがありますので。

田中委員 現時点でわかっているデータを出して、議論の素材にしないと判断がつかないです。助言委員会というのは、今回提示されたこの資料とこの資料をもとに判断するという前提になるわけですか。少なくともご説明を受けているのは、この資料とこの資料ですね。つまり説明を受けている範囲でこの計画に対してこういうことをしたほうがいいという助言を出すわけですが、もともになるその情報がどこまで共有するかという話があると思います。

河添課長 確かに検討の段階で、今回マスタープランの調査から入ってきているというところがあるので、そこまでご理解いただく必要があったかと思うんですけども、その一方で、マスタープラン調査の中でも総合の検討はされているという理解のもとで、今回、F/Sをやっているので、このF/Sの内容について、コメントいただけますと幸いです。実際にマスタープランで提案されたものを具現化するための今回の調査でもあるので、今回の調査の内容について解析の必要性を感じるころは指摘いただいて、それを助言として、調査の中で対応するというところで進めていくのは、如何でしょうか。

石田主査 その点に関しては、プロセス、事業の進め方としては、妥当であるというご判断をされると思うんですが、私たち外部者が委員としてここに集まって助言を託された場合には、総合的な理解がないとある意味助言のしようがないということがあると思います。今、まさしく田中委員のほうからご質問がなされた、現状の水域の被害がどうなのか。歴史的なデータをスリランカ側が持っているのであれば、それを見たいと思います。

氾濫面積、氾濫がどの程度、どの時期にどういう集中豪雨があって、どんな形なのか。だからこそダムが必要だ、いやそうじゃなくて堤防がいいんだという話が恐らくマスタープランであったと思うんですが、またはその辺はなかったのかもしれないし、それすら私たちがわからないと、誤った助言をしてしまうかもしれない。つまり私たちが前提として置くべき理由のところが見つからないなという印象をどうしても持ってしまいます。

非常に悪い言い方をしてしまうと、最初に堤防ありき、ということにもなりかねませんので、そのあたりのデータを提示していただくということは、私自身はエッセンシャルだし、クルーシャルではないかと思っています。

今までの委員会において、例えばマダガスカルで港をつくる場合には、港をつくる際の条件だとか、いろいろつくった際のシミュレーションとかを示していただきましたので、それはつくった後の話ですけども、いわゆるそういう工事的なデータ、現状のデータ、それから漁民の数だとか、どういう人がどういう生活を営んでいるという生計や産業に関してもある程度踏

まえた上で、その上で代替案だという話になるのが普通のような私は気がします。それを今回、代替案を示されて、堤防が出されて、堤防をカル川についてやるので、それについてご助言をくださいと言われても、ちょっと難しいなという印象をお話を聞きながらずっと思っていました。

河添課長 先ほどスライドの中でも説明がありました代替案の比較自体についてはマスタープランのほうで行われており、ここでレビューすることが求められていると理解していますけれども、その一方で、この案件自体について、コメントをいただければと思うのですが、いかがでございましょうか。

石田主査 委員の皆様、その点について何かご意見ございますでしょうか。

村山委員 確認ですけれども、マスタープランは審査会では議論の対象になったでしょうか。

河添課長 Bの案件だとかからないですね。

村山委員 マスタープラン段階ではBだけれどもF / Sの段階でAになったということですね。

河添課長 そうですね。そこの住民移転というところが具体的に変わったところで。

村山委員 この案件に限らないですけれども、そういう案件はやはり設定条件の情報はいただかないと、議論が限定的になるのに加えて、不確定な部分については判断できないというコメントが出てくる可能性があるように思いますよね。

河添課長 我々もこれを教訓として、マスタープランが根拠になって、背景からさかのぼって説明させていただくような形で今後進めさせていただきたいと思います。今回、その点も含めて助言をいただけるのであれば、それはこちらのほうで受け止めますけれども、その一方でこの場では、F / Sに対してのご助言もいただければと思いますが。

石田主査 確認ですけれども、委員会の進め方についての助言とそれから前提がよくわからない中で、今の資料からわかるものについては助言を行うという、そういう2種類の助言を用意するという事なんでしょうか。

河添課長 運営のやり方についての助言は、特に案件にはかかわりがないので、これは事務局のほうで受け取ります。それは教訓として全体会で報告させていただきます。この場では、この案件について助言をいただければと思います。

石田主査 今、JICAのほうから提示された方針について、委員の皆様はいかがでしょう。

村山委員 それぞれの委員から出ている内容なので、個別の条件、十分な情報が得られなか

ったという、そういうコメントがあるんじゃないかと思います。

田中委員 今の話とも関連するんですが、助言委員会のほうはできるだけ正確なというか、現時点で一番新しい情報をいただいた上で、そして現地でこうしたほうがいいのではないかと、という提案を申し上げるといことになると思います。

大前提として、その正確な、あるいは委員に理解され得るような情報が提示されたかどうかということです。現時点で私たちはこれと今日のスライドの資料とこの事前資料をいただいている。これをもとに判断するとすれば、これについては私は率直にこれについてどう思うかと言われるとなかなか判断できないです。難しいです。現時点で、これがいいとか悪いとか言いにくいですね、ということになるわけです。つまり誠実にこのことを判断しようとする、もっと情報が欲しいですねというのがお答えになります。

ですから、これはちょっと全体の再確認になるんですが、今回、できるだけ説明を効率的にして助言をまとめるという、これはこれで総体としてわかりますが、しかし情報量が少ない中で判断するとなると、やはりこれはリスクが出ますので、誤るリスクも出ますので、助言委員会にはその少ない情報であれば助言ができにくい、あるいは助言をしにくい、あるいはごく当然のことを助言するということになってくると思います。そういうことが本当にためになるのかどうか。ためになるというのは、成果のある助言になるのかどうかということです。

ですから、案件をある程度数を重ねていく必要があるので、一定程度その説明を簡素化し、簡略化するということは、これはこれであるかもしれませんが、他方で情報不足で判断がつかない。今回の場合はそうかもしれないんですが、これが2回、3回と繰り返してやるのであれば、こういう情報をもう一回出してくださいということで、それをもとにもう一度この点についてこういうふうに判断したらどうかと。そういう繰り返しができると思います。往復ができると思います。ですから、ちょっとそのように思います。

河添課長 わかりました。こちらのほうも、できるだけ早い段階で資料を皆様にご提示し、目を通していただいて、その上で不足の資料があるようであれば、JICAのほうにお申しつけさせていただきたいと思います。今回のマスタープランを確認したいということで、石田先生のほうからお話をいただいたので、予め情報提供させていただいたのですが、時間がなかったのは現実だったと思うので、ぜひこれからも情報提供を十分にさせていただくという進め方でやってまいります。ある意味、今回は時間がなかったところもありますので、不足の情報があるようであればご指摘いただき、それをこちらのほうで補足したいと思います。十分な検討材料はこちらのほうで揃えていくということでやりたいと思います。

石田主査 すみません。私自身、クエスチョンが3つぐらい今頭の中に浮かんでいて、田中委員や村山委員がおっしゃっておられるのは、これはやはり動議の提出だと思います。つまり今の段階で、このF/Sに対して助言を出す、粗々でも案をつくるということは、果たして委員会として誠実であり得るのか。かつエッセンシャルな部分をカバーできるような助言がなし得るのかと。そういう前提がひょっとしたら整ってないのではないかという、僕は動機のように受け取っているんですね。

ですから、その点をクリアにしないで、F/Sをやるのであるから、もう予定が決まっているので、F/Sに関して細かい助言をするということは、若干委員会としては不誠実な対処ではないかなというふうにも思ってしまうんです。最初からちゃぶ台をひっくり返すようですけども、できるのであればやはりもう少し今この場でいろいろ私たちの間から出されて、質問やコメントに対しての情報をきちんといただいた上で、もう一度議論をするとか、コメントを書く場が実際に必要ではないかなという感覚を抱いています。

河添課長 ご意見は理解できるところです。その一方で、この事業もこれから先に進めていく必要性があり、調査団も派遣される予定である一方で、今受けているコメントもあるわけです。ご検討いただける素材はできるだけこちらのほうでも揃えたつもりではあるのですが、ひとまず、ここで考えられる助言内容について、ご検討いただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。ある意味限られた情報かもしれませんが、その中で、想像でき得る内容を整理していただければ、こちらもそれを調査の中で反映していきたいと思います。

今のコメントの中にもありましたけれども、現地に行っていないと現実がよくわからないというところはよく出てくるコメントであると思うのですが、ただ、その中でもJICAは事業を進めていく必要があるのが現状です。

村山委員 いろいろな考え方があると思うんですが、どう考えてもやはり今日助言をまとめるのは難しい。例えばもう一度ワーキングを開いていただく、その場合は事業部の方にお越しいただく必要はないと思いますので、メンバーだけで集まるか、あるいはメール上でやり取りするという形も考えられます。少なくとも今日まとめるというのは非常に難しいと思います。

これはどういう前提条件で助言をまとめるかということがあまり明確になっていないので、むしろ今日はどういう論点があるかということ議論しをて、あるいは先ほど石田主査がおっしゃったように、時期をずらしてもう一度リストップするというのもあると思います。というのは、スケジュール上、7月中旬から現地調査となっています。

この部分で調査の内容をもうちょっと出していただいてもおかしくないと思うんですけれど

も、今回の資料ではこういう工事をやりますよという程度で、RAPの内容もどういう調査をされるかというのがない。そういうところも気になっていきますし、既に調査に入られると思いますので、あまりこちらの議論を遅くしても、だんだんかい離が大きくなるばかりかもしれないですから、ある程度の区切りをつけて進めるということがあると思います。ただし、少なくとも今日まとめるというのは難しいと思います。

河添課長 そうしたら、逆にメールベースでのやり取りで進める方法もあると思いますので、こちらからできる限りのインプットを先生方にさせていただく。その一方で、不足する情報というのはこちらのほうで補足していくことにいたしましょう。

助言案をこの場で取りまとめるのは難しいと、石田先生のほうもお話しされていることだと思いますので、無理にまとめるのは避けましょう。その一方で、助言について我々もいただく必要があるため、メールベースでまとめていくやり方もありますが。

村山委員 メールベースでやるかどうかはまだ決まっていないと思います。

河添課長 石田主査に決めていただきましょう。そういうことで、さらにどういう情報が必要なのか等々をそちらの観点からもお話をいただければと存じます。

原嶋委員 当初の想定はここでいろいろお話を聞いて、そこで我々がいろいろ問題点なり指摘を口頭で申し上げますよね。どなたかわからないけれども、誰かが、インプットしていただいて、文案をつくることは予定されているわけですか。

河添課長 そうですね。そういう予定ではあります。

原嶋委員 当然、皆さん、温度差はあると思うんですけども、少なくとも幾つかの問題点とかその指摘事項を持っていることは明らかなので、それを挙げていただいて、今予定された作業を一度して、それをまたフィードバックして、足りないものを補足していただくことをしないと。またここでこのまま解散しても、多分、またゼロに。になってしまうので、今、事務局のほうで想定された作業に少し入ってみたらいかがですか。私もわからないことはたくさんあることは事実ですけども、申し上げておくべきことも幾つかあります。

田中委員 今まで出された意見は何かリストになっているんですか。それをどこかに画面に出してもらって。

河添課長 わかりました。まだ引き続き。

原嶋委員 多分、これからワーキンググループというのは、そういう作業をこれからやっていくので、みんなトレーディングしなければいけないと思うんですが、我々もそうですが、皆さんもそうなので。

河添課長 はい、わかりました。

原嶋委員 要は、議長サマリーをつくるということですね。

河添課長 そうですね。その作業は事務局のほうでやるとして。

原嶋委員 2時間なら2時間ということであれば、今もうある程度、足りないところは足りないでいいんです。それをちょっとしておかないと。

河添課長 今日のまとめはきちんとやりましょう。

河添課長 今日、情報が不足していると指摘された点については、こちらのほうからまとめて補足させていただきます。もう一回、事業部は除いて、助言委員の中で、最終的な助言案なりのまとめをするという感じでよろしいですか。

原嶋委員 どなたかがコーディネートしていただいたほうが良いと思います。現実の問題として。メールベースでいいと思います。お会いしても構わないですけれども。

河添課長 それはワーキンググループをもう一度開催するということですか。

原嶋委員 僕は、個人的にそう思います。

私のコメントとしては、

1 番目としては、現時点ではステークホルダーや住民の理解を得ていないので、ステークホルダー協議を通じて十分な理解を得る必要がある。細かいことは時間の余裕がないので。

2、非構造物対策の具体的なメニューとその効果について、詳しく記述する必要がある。非構造物対策の具体的な内容及びそれによる効果についてさらに詳細に記述する必要がある。

3、河川及び河岸の土地所有の状況について現状を把握する必要がある。多分、ちょっと石田先生の先ほどのコメントと重複する部分が出てくると思います。 4、移転住民の数及び正規または非正規、あるいはまたは生計手段など住民の現状について詳細を調査する必要がある。

5、スリランカ国での非自発的住民移転を巡る訴訟や反対運動の実態を調べ、そこでの主要な争点について把握する必要がある。訴訟や反対運動の実態について情報を収集し、そこでの主要な争点を把握する必要がある。

スリランカ国での非自発的住民移転における補償基準について、その実施状況を把握する必要がある。

続けて、特にN R I Pでは、非正規住民への手当が薄い、何か補償が手薄いという記述があるので、非正規住民への補償とか、手当が区別されているという記述があるので、この点については、J I C Aのガイドラインに沿った補償が行われるよう求める必要がある。

7、スコーピング案について、次の3点。

1、堤防工事による堤防設置に伴う農業用水への影響を把握、影響を評価する必要がある。水利組合の実態がちょっとわからないんですけども、農業用水もまた教えていただければと思います。農業用水、水利組合の実態がちょっと私情報がわからないので。

次が、内水面漁業、砂利採取、宝石採石への影響を具体的に評価する必要がある。砂利採取、宝石採石への影響を評価する。

あと工事中の水質汚濁についての評価がちょっと甘いのではないかと。

とりあえず今、現状で理解できるところは以上です。

石田主査 ドラフト案をつくっていただいて、私も一部付け加えさせてください。最後のところ、宝石採石のところ、家畜とか日常活動での河川水利用というのがあったんですが、それもぜひ項目として。

飯島職員 スコーピングのところですね。

石田主査 はい。入れていただけますか。スコーピングの、2番ですね。宝石採取、家畜、日常活動にも河川水利用。日常活動における河川水利用です。恐らくその中に、飲み水だとか、いろいろな飲料水が含まれていると思います。それから、さらに新しい項目として、私が考えたのはステークホルダー協議を絞り込むのは時期尚早だと思うので、ステークホルダー協議に文章で言えば、ステークホルダー協議に水域利用者への影響説明の必要になりますので、水域を利用する人たちを取り込むべきである。ステークホルダー協議においては、できる限り多くの水域利用者を対象としたほうがよろしい。

すみません。私のは「です、ます」調で書いたものでちょっと合わないのと、それは後で直してください。

ということで、今は、F/Sの調査そのものについての提言というか助言がなされましたが、それ以外にこれまで、今日1時間以上議論されてきましたが、データの不足だとか、そういうことに関して、何か委員のほうからはございますか。案をご提示ください、お願いします。

田中委員 発言をした議事録というのは。

河添課長 1週間ぐらい後にできてきます。これはもうもちろん公開の対象になります。

田中委員 それはこの案に発言力を持っているんですか。これは抜けているとか、そういうことはありますか。

河添課長 基本は助言案を取りまとめたところで、その助言を全体会合にかけることになると思うのです。ですので、できるだけ議事録は1週間後に先生方にも見ていただいて、さらに助言案なりが抜けているところがあるのであれば、主査の方に諮り、それでまとめていただく

ことになると思うのですが、可能な限り、手戻りはないように進めていきたいと思うんですけども。

田中委員 全体会合のときに、抜けていれば追加することはできるわけですね。

河添課長 はい。そこで最終的に確定ということですから。今日は、教訓としてこういう形でやっていけば、漏れはなくなってくるんじゃないかと思えますけれども。

原嶋委員 NR Pについては、非正規住民に対する補償が手薄いという表現があるので、非正規住民に対する補償については、JICAのガイドラインに従った補償が行われると。

小林 ご助言いただいた水質汚濁に関する評価が甘いというのは具体的にどういったことでしょうか。

小林 そうですか。もし具体的に調査の段階でこういう点を付け加えたほうがいいというものがあればご指導いただきたいのですが。

原嶋委員 今の点については、このレーティングがちょっと不十分ではないか。。

小林 レーティングのほうですか。

原嶋委員 スコーピングの3点については、レーティングのところでは十分ではないかと思っています。例えば、今言ったところで、水質汚濁のレーティングがBだということと、雇用、生計手段への地域経済への影響が共用後はCになっています。あと水利用や水利権に対する評価がBになっている。ちょっと内水面漁業とか砂利採取の規模はちょっとわからないし、宝石というのは結構大きい。、場合によってはCというのはいかにも低いのではないかと。レーティングとしては不十分ではないかと。スコーピング案については、特に、レーティングを見直すということで。

小林 わかりました。

石田主査 私からもう1点、せっかくなつくっていただいたので、非構造物対策に対しての具体的な内容及び効果というところで、現場でのインタビューやさまざまな社会調査手法を実際に実施することを通じてというような1文を入れておいていただけますでしょうか。実際に実施することを通じて、その結果をより詳細に記述する必要があります。

委員の先生方、ほかにはいかがでしょうか。

村山委員 社会環境について、2点お伝えしたいんですけども、スコーピングのマトリックスを見ると、被害と便宜の偏在、少数民族への影響はB - ということですから、現地調査の項目の中では、社会経済調査一応入っているんですけどもよくわからないので、ぜひ社会経済調査については、実施していただきたいと思います。すぐに文章化できなくて申し訳ありま

せん。

それから、ステークホルダー協議なんですけれども……。

飯島職員 すみません。スコーピングマトリックスの26ページですか。

村山委員 ここで言うと、6番、7番、9番、あるいは10番です。

それから、ステークホルダー協議なんですけど、スケジュールを拝見する限り、黒丸が1つだけ入っているんですけど、これでガイドラインが満たされるんですか。

川村 これは間違いで……。E I Aのところでは、最初と最後、R A Pのところではもう少し、数回やる計画です。

村山委員 わかりました。ちょっとそこは明確にさせていただきたいという助言というかコメントになります。

飯島職員 先ほどの6、7、8、社会経済調査を。

村山委員 そうですね。そういう項目を考慮した社会経済調査を実施する。

田中委員 具体的なものは議事録で確認して入れさせていただきますが、大きな前提として、事業の必要性についての記述が不足している。今後の気候変動に伴う予測、洪水の実態、それから、洪水被害の実態。流量の推移、変化などについて記述を行うべき。代替案の提示の仕方がわかりにくい。

ここからは質問ですが、今日お出しいただいたスライドの資料の代替案のスライドの3枚目、これは短期と長期に分けて代替案を1、2、3、4とありますが、これは端的に言うと短期計画では代替案が2種類ということですか。それから長期計画で代替案が4種類ということですか。

川村 そうです。

田中委員 これは質問ですが、代替案の短期の堤防整備やカルタラ地区、ラトナプラ地区、それからこの2つを一緒にやる案とカルタラ地区だけの案とありますが、例えば代替案、理想的に言えばラトナプラ地区だけの案もあり得ると思います。

つまり代替案の抽出の仕方がこれでいいのかというのは判断がつかない。なぜラトナプラ地区だけの堤防整備というのがここから落ちたのか。それから、同じように、堤防かさ上げの話が、カルタラとラトナプラのケースとカルタラ地区だけを行うケースとありますが、例えば堤防かさ上げをラトナプラ地区を行うということは可能なかどうか。そういうことも検証されてないんです。そここのところのご説明はどこかにあるんでしょうか。

つまりこうした代替案のコンポーネント、個別要素をなぜここにしたのか。なぜこれをここ

に選んで4つの代替案をつくったのか。この資料とそれから37ページのこの資料は整合しているのか整合していないのかよくわからない。

例えば、堤防のかさ上げというのと河川幅の拡張というのが、37ページには河川幅の拡張というのが出てきますが、これは堤防のかさ上げということと合っているのか合っていないのか、全く別な話なのか。もし、堤防のかさ上げというものがあるとすれば、この中に入るのはなぜか。37ページ。あるいは河川幅の拡張というのがこのスライド3ページのほうに載っていないのはなぜか。

ですから、この代替案のページがよくわからない。というのが助言案。わかりやすくすべきであるということです。

川村 説明させていただいてよろしいでしょうか。

マスタープランの段階では、川幅の拡張というのはちょっと議論されていなかったんですが、私どもが現場を見まして、代替案としては考えられると考えておりますが、実際問題、河川の拡張、これは難しいという考えで判断しております。と言いますのは、例えばカルタラ地区におきまして、ラトナブラ地区におきまして、川岸まで土地利用、家屋等が近づいております、土地収用の点でまず実際的ではなからうと判断しております。

その他の地域におきまして、道路、地方道とかそれから結構家屋もありまして、河川を拡張するということは、かなり抵抗があるのではないかというふう判断しております、一応代替案としては挙げてみたんですが、実際的には実現は難しいだろうというのが私どもの今の見解でございます。

石田主査 すみません、確認なんです、今田中委員からいろいろおっしゃっていただいた点については、今後確認をして、私たちに回答いただけるということなんでしょうか。今、つくっている助言案に。

石田主査 スリランカはホットスポット、記述があるんですけども、その際に調査団がどこまで動植物調査を行うかというのが、若干わかりづらいので、その点をもう少し、何について調べるつもりかということも私自身知りたいと思って、これはコメント、助言からはずれるんですが、質問のほうにも、植物は調査のみですが、動物調査は調査団が自ら行うということなんでしょうか、という質問をさせていただきました。

小林 動物も含まます。

原嶋委員 ちょっと1点だけ、マスタープランがBだったというのは非常に問題だと思っています。

ただ、現実問題、今助言の対象となっているのは、代替案の検討の妥当性については助言の対象なのかどうかちょっと確認したいんですけども。代替案の検討というのは、この助言をする対象に含まれるのか含まれないのか。これはBだったということは非常に問題だと思っていますので、それはまた別の問題としてちょっとフォローが必要です。

河添課長 代替案の妥当性自体についてですけども、それで環境面で、特に。環境面において代替案の妥当性なりが、十分検討されているかどうかということであれば、ご助言をいただきたいと思うんですけども、その他の要因のところ、問題は……。

今、ずっと議論を拝聴していて、事業自体の必要性について、ここで議論を始めると例えば先ほど費用便益分析もあったんですけども、それをそもそも議論し始めると、環境社会配慮助言委員会という、環境社会配慮ガイドラインに則った委員会を我々が運営して、その観点からご助言いただくことになっておるので、どこまでご助言をいただけるものかなというか、対象としていいかなというところを考えてしまうところです。今回の案件については例えば代替案の比較自体が、例えば堤防のかさ上げ等、事業そのものに関わってくるところも確かに認められるので、そういう意味では田中先生のコメントもありかなと私も拝聴していました。代替案の比較を検討することについて助言をいただく際、環境社会配慮面からのコメントをいただけるのであれば、我々は、それを持って調査を行いたいと思うのですが。

村山委員 私は代替案の検討は重要な対象になっていると思っています。マスタープランなり、F/Sなり必ず代替案が入るわけです。対象になっているはず。河添さんがおっしゃったように、我々のミッションは環境社会配慮なので、その点に関して議論したい。ですけども、今日の資料ではそれに関する情報がないんです。

例えば、代替案ごとに住民移動がどの程度か。どういった自然環境に対する影響があるかという比較ができれば、そういう議論ができますけれども、今日の資料は経済指標のみで比較されているので、もしこれで議論を詰めようとするれば、便益とは何か費用とは何か、そこにどういった環境社会への影響を貨幣価値化したのかという議論の進め方があります。その議論をしたいと思いますが、むしろそういう情報を出していただいたほうが我々としてはやりやすいと思います。

小林 代替案のお話ですけども、すみません、口をはさみまして、我々事業部としてはマスタープランの段階で、既に検討が終わって、代替案が代替案1というものを採択させていただいて、今回のF/Sのまさに事業化を目指した調査を発注させていただいて調査を実施していくという前提条件のもとに今回話をさせていただいているという理解なんですけれども、私

の理解違いでしょうか。

その部分をしっかり説明しなかった部分は、確かに我々の責任ではございますので、一方で、その話を始めてしまうと……。

河添課長 マスタープランを否定することになってしまう。

田中委員 このスライド7ページのところには、経済評価だけの資料が出ていて、代替案ごとの環境評価とか、社会影響評価というのはあるわけですか。そうすると、実はそれが出てないと、これだけしかないというふうに私たちは理解したのですが、あるのであれば、そういう情報を出していただいたほうがいいと思います。つまりこれだけ出ていれば、これだけしかやってないと理解します。

石田主査 蛇足になるかもしれないんですけども、やはりそういったあたりの社会条件とか環境条件と代替案をどうやって決められたかという細かい比較検討のマトリックスがないがゆえに、話が進まないと思います。今までの委員会だとここに留まらず、実際に皆さんが今からやるスコーピングマトリックスの話も当然話がいくんですが、今日はそこまで行ってないんです。それはひとえにやはりそういう情報不足であり、そうするとやはり代替案の話をこちらとしてもお聞きせざるを得ないと思います。

環境社会配慮という委員会の立場ではありますが、環境社会配慮の1つの大きな使命は、S E Aにもあると思っておりますので、事業アセスから計画アセス、計画アセスから戦略アセスには戻れるというのが私の理解です。ですから、プロセス的には将棋の駒を前に倒すということだと思えます。将棋の駒が後ろに倒れることもあり得るということで、その点に関して、助言は私どもがすることもあり得るというふうに僕は理解しています。個人的な意見です。主査としての意見ではないです。

まずは、出された助言についての確認をして、その上で次にやるべきことを決めていけばいいんじゃないかと思うんですが。今日の助言として出されたトップのところをタイピングが終わられたら見せていただけますでしょうか。かなりの数になったのではないかなと思います。それで漏れがないかどうかを確認して……。

まずは、ホットスポットについて詳細な調査項目を示すということ。それから、ステークホルダー協議を通じて、ステークホルダー及び住民の理解を得ていないので、住民の意見を取り入れる必要があるということ。さらに、非構造物対策の具体的内容や効果について、詳細に記述する必要がある。河川及び河岸の土地利用、土地所有の現状を把握する必要がある。

そこから移転の話ですが、移転住民の数、非正規、正規または生計手段など、現状の詳細を

調査してください。それから、スリランカ国の住民移転に関する過去の訴訟や反対運動の実態について情報収集をし、主要な争点を把握してください。

それから、補償についても実施状況について把握しましょう。それからNIRPについては、非正規住民に対する補償が手薄いようなので、JICAガイドラインに基づいた十分な補償を行う必要がある。

続けて、スコーピング案について、レーティングに関連して、堤防の設置に伴う農業用水への影響を評価する必要があるということ。それから、河川利用のさまざまな生計ないしは利用についての影響をもう少し評価してください。それから、工事中の水質汚濁への評価も甘いのできちんとしましょう。さらに、スコーピングのマトリックスの6、7、8、10の項目を考慮した社会経済調査の実施をすべき。ステークホルダー協議スケジュールに関してももう少し明確にすべき。1回にとどまらず複数回を含めてということだと思えますけれども。

さらには今度は事業のバックグラウンドでもあるんですが、助言するに当たって必要な情報として以下のようなものを私たちは助言したい。事業の必要性についての記述が不足しています。それから、今後の気候変動に伴う予測、降水被害の実態、流量の水位変化等の記述も必要である。代替案の提示の仕方がわかりにくいので、代替案の抽出の仕方にも、もう少し工夫をしてください。代替案の抽出の仕方、もう既に代替案の分析作業が終わられているわけですので、抽出の仕方をもう一度見ていただいて、それを私たちがもう少し多角的に検討できるような形で提示してください。それには流域ごとの比較もありますし、流域ごとの比較というパラメータもあるし、それから工事、堤防だとかかさ上げ、そういうものの比較もあるので、単純な5つを横に並べた形にはならないように、もう少し表が増えるのではないかと思います。

さらには、代替案の比較検討において、経済評価と同様、環境社会配慮についても具体的な数値を用いて検討してください。スライド資料の3枚目、短期、長期に分けた代替案。

以上ですが、委員の皆様、ここは少し抜けているとか、ほかにもう少しあるといい、というようなお話はありますか。かなりの量になりました。

村山委員 RAPに向けた調査の話がなく、何か一番大事なところが抜けているような気がします。

小林 記載がございまして、35ページです。まずRAPについては24ページの項目案を見ていただきたいと思います。35ページに、現地調査の再委託における現地調査項目、こちらを記載しております。

村山委員 私が拝見する限り、ここに書いてあることはRAP以外の調査というふうに読め

るんですけれども。

小林 R A Pが24ページです。

村山委員 24ページは、R A Pの項目ですよ。それに向けた調査をされるということですが、その調査の内容はどんな感じでしょうか。そのあたりもう少し明確にさせていただく必要があると思います。

原嶋委員 マスタープランの段階でもう少し実態把握をされていたのではないかと。ざっくりと700という、ほかに全くないんですけど。、一般的なことしか出てないので、個別具体的なことはほとんど出ていないので、そういう意味では判断しようがないし、調べてくださいと申し上げることしかできないというのが実情です。

中曽根課長 1つお伺いしてもよろしいですか。先ほど来、代替案の提示の仕方がわかりにくいというご指摘をいただいていますけれども、例えばマスタープランまでさかのぼって、代替案の検討そのものが不適切だ、みたいなことになったら、そこまでさかのぼって、やはりF / Sの中でやり直すということになるわけですか。

原嶋委員 一般的な理解で言えば、私どもの仕事としては、ちょっと言葉は知りませんが、何についてコメントすべきかという依頼をいただいた範囲の問題があります。それは私はあえてそれを先ほども質問したんですけれども、それに入ってなければそれは私どもとしては言うことは自由だけれども、権限外のことですから。、もう1点は、こういう事案に固有の問題は、マスタープランの段階で、本来はAであるべきものというものがBとして扱われていて、そこでのある種の審査というか、議論がなかったという点が固有の事情としてあるんです。その2つが今ははっきりしていなくて。先ほどちょっと私があえて質問したことに対して、審査部のほうと事業部のほうで若干ちょっと温度差が、あります。その2点です。そこがはっきりすれば、我々は注文を受けたことを言うだけですから、どうとらえるかは皆さんの自由ですね。その2つの点がちょっとはっきりしてないですね。

村山委員 自由討論というという意味で申し上げれば、本来、F / Sの中に入っている。J I C Aの事業で進め方の中で、それは位置づけられていると思うんですが、マスタープランのサブセットとして位置づけがされていく中で、やはりF / Sの中に代替案が含まれていて、その結果がこう出てくるというのが自然だと思います。

議論の中で、我々としてやはり情報が限られているので、その結果を確認させていただくという程度に留まることがほとんどだと思います。場合によっては結構おかしいのではないかと、いうのが出てくるかもしれませんが、バックデータを拝見するとこういった結果だろう

と確認していただくということがあるんじゃないかと思います。その点について、やはりちょっと不明確なのでいろいろとお聞きしたくなるというのが現状だと思います。

あとマスタープランに関して、AかBかというのは、これはなかなか難しい、悩ましいなという気がちょっと私はしていて、マスタープランというところかなりざっくりとした話なので、なかなかAにしづらいという事情が一方ではあると思います。ただ、Aになりそうだというふうになってきた段階で、情報は共有させていただきたいと思います。

原嶋委員 何かそういうのがありましたよね。事情変更で後から変えた。

河添課長 マスタープランのカテゴリー分類自体は今厳しくなっているところなので、相当程度、住民移転があるとか、あるいは大規模な事業になりそうだという、コンポーネントが含まれていれば、Aという判定です。そういう意味では、この案件については、住民移転がここまで大規模になるかどうかというところ、入口の段階であまり把握してなかった。結果として、こうなっているというところがあります。

村山委員 結果的に、ここに出てくるどの代替案でも、住民移転はそれなりに生じますよね。そういう意味ではちょっと避けられない影響というのが、認識されていてもおかしくないような気がします。

石田主査 そうすると今の件に関して、それぞれの代替案における住民移転の内容についても詳細に、明らかにすべしという項目を入れますか。

村山委員 そこまで書くかはちょっとわかりませんが、田中先生がおっしゃったような観点である程度カバーされていると思います。

田中委員 そうですね。

原嶋委員 ただ、補足で意見を申し上げてさせていただくと、先ほど申し上げたとおり、この事案については、Bという扱いであったという特殊な事情がありますので、その事情を書いた上で、この案件については、マスタープランがBとして扱われて、審査会での審査ということ、議論がされてなかったということを勘案して、代替案についてはもっとちゃんとした情報を出してくれという趣旨のことは盛り込んでよろしいと思います。

田中委員 マスタープランレベルではちゃんとまとまったのが、情報の提示の仕方、もっとちゃんと情報提示をしてくださいねという話なのと、場合によってはマスタープラン段階での抽出の仕方が大丈夫でしたかという意味があるんです。つまり質的な面とあるいは形式的に情報の提示と言いますか、情報の提供の仕方がまずいのではないですか、とありまして、つまりマスタープラン段階の計画案、代替案の作成の仕方が場合によってはまずいのかもしないで

す。

そこは先ほど言ったように、こちらが訴求できるかというのがありますので、ただ一応提案されたもので果たして、これで十分ですかというのはここで、この段階で指摘しておくということはさせていただきたいなと思います。ということでどうでしょうか。

先ほど、石田さんがおっしゃられたように、場合によっては、マスタープラン段階まで戻って、もう一回再検討したほうがいいという話になるかもしれない。だけれどもそれは大変なので、一応ここまで手順として詰めてきたので。

原嶋委員 厳しいことを言えばそうなりますよね。

田中委員 住民移転をできるだけ少なくしたほうがいいとか、そういうことがあると思います。

原嶋委員 あとは技術的には、ちょっと手続は知りませんが、我々に対する付託の仕方を工夫していただく必要があると思います。何を議論して、何を議論しないのかという、その範囲をはっきりしていただかないと事業部も困るでしょう。

河添課長 わかりました。

原嶋委員 それは合理的な範囲で、ちゃんと切らざるを得ないということはありません。マスタープランとF/Sがもう最初からセットのものが結構多いんです。それはそれでもう決まっているということが幾つかあって、それがそのときにどうするのかという議論もあって、そのときはもっとちゃんと分けてやるべきじゃないかという議論もありました。例外もあるし、いろいろな面がありますので、よくご相談して下さい。

河添課長 自分でまとめるわけでもないですけども、そういう意味では、情報の提供のやり方でしょう。前の段階で代替案を検討しているプロセスがあったので、そこについてちょっと説明させていただければと思います。

RAPの調査もそうですけれども、その内容自体、わかっているところをそういう意味ではご説明させていただく必要があるのではないかと。大分量の報告書を短期間で読みいただくことになるので、できるだけ資料はまとめていこうということで整理させていただいたんですけども、そういう意味では、補足の情報というのをしっかりとご提供する。それをある意味、広い意味でご覧いただいたほうがよろしいのかなというところがありまして……。

田中委員 コンパクトな情報はいいんですが、ちゃんとポイントをはずさないように情報提供をしていただかないと。

河添課長 わかりました。今後の進め方を。

飯島職員 さっき村山委員長からRAPの調査内容が不十分だとか指摘がありましたがおち
らも反映させるということによろしいですか。

村山委員 詳細はメールで詰めたいと思います。

石田主査 私のほうから1点だけ、ステークホルダー協議に関するところで、今後ステーク
ホルダー協議を通じて、住民だけではなくて、ステークホルダー及び住民。

原嶋委員 住民はステークホルダーに入るんですか。

石田主査 入ります。

飯島職員 住民は削って。

石田主査 最初のほうもそうですね。ステークホルダーの理解を……。

今後の進め方についてはいかがでしょうか。

田中委員 メールで確認して、その段階で加筆、あるいはそしてまた委員会に挙がった段階
で、場合によってはコメントを。

石田主査 またワーキングを開くということではなくて、メールで確認をしあうというこ
とで。

田中委員 いいんじゃないでしょうか。

河添課長 やはり会って、お話をしたほうがいいということであれば、その節はお話を、メ
ールでの限界もあるかもしれません。

事業部との打合せ自体については、今後の調査のスケジュールもありますので、そういう意
味では、事業部からあえてまた説明するという話は、そのときかもしれませんけれども、基本
的にはないという理解でよろしいですか。こちらのほうからは。

田中委員 追加の情報提供が出てくるんですかね。

河添課長 そうですね。必要な情報については、マスタープランの中身は公表もしています
ので、そういったところをご覧いただくことができると思います。あと何か逆に補足したほう
がいいものがありましたら、メールでいただくとこちらのほうから補足できると思います。

田中委員 全ての情報を出すというのは、なかなかわかりにくいところがあります。

河添課長 逆に大変なことになるかもしれません。

田中委員 ある程度ポイントのところを絞って、情報提供していただくと。

河添課長 マスタープランは公表していますので、そちらでご確認をいただけると
思います。ほかになにかあったら、その分についてこちらのほうにご連絡いただければ、補足させてい
たきます。

石田主査 確認させていただきたいんですが、今日出された疑問についての追加の情報提供は事業部のほうから出していただくと。よろしくをお願いします。

そうすると、この後、メールベースでいいのではないかと、追加ないし補足をするわけですが、そのスケジュール等はどのように。

河添課長 次の全体会合が8月2日です。そのときには確定まで進みたいと思います。全体会合のほう、その案を諮りたいと思うんですが、目安としてはですけれども、この1週間、今週はもうあと4日ですから、来週の火曜日ぐらいまでにある程度の目星をつけていただけるとよろしいのではないかと思います。

石田主査 来週の火曜日とか

河添課長 目標として。

村山委員 それからまた1週間ありますよね。

田中委員 全体会合のときに、全体委員にこの事業の説明はされるんですか。

河添課長 事業の説明自体はしない予定です。助言案そのものをこういう検討を行いましたということで、主査のほうから説明していただく形になります。

田中委員 委員会として、それではよくわからない、これは判断つかないと、もう一回説明してほしいという要望が出たらどうするんですか。例えば、私は、ほかのところでそういうことを言うかもしれません。これ、どういうふうになっているんですかって。

河添課長 全体会合の運営なんですけれども、設置要綱自体に、全体会合はワーキンググループのほうに、助言案を作成することを委任するということで書かれています。委任の意味ですけれども、その内容について、全体会合自体がワーキンググループの作業自体を尊重するという意味で、助言の内容を全体会合にかける意味というのは、ある意味横並びの議論がちゃんとできているのかなとか。あるいはその表現ぶりというのが専門的な用語から見ても妥当かどうかという意味で、その内容を根本的に議論いただくというのではなく、ワーキンググループで既に議論いただいたものを尊重するような形で進めていくことになっています。ですので、ある意味、全体会合の中で助言案がひっくり返るということはないというはずで。

原嶋委員 それは気をつけたほうがいいです。確認という言葉ですけれども、このケースはそんなないかもしれませんが、ワーキンググループの人选の仕方がそのときに問題になって、変な話ですけれども、仮に、一般論ですけれども、入りたかったけど入れなかった、いろいろな事情で入れなかった人がいたときに、その人の意見をどこで反映させるかということを考える必要があります。たまたまワーキンググループに入った人、入らなかった人のある

案件に対する理解度が違うかもしれないけれども、それぞれの意見を差別するということはおかしな話なので、気をつけたほうがいいと思います。

田中委員 私もそのように思います。この答申を責任をもって助言委員会として出すわけです。つまりワーキンググループのこの4人の名前を出すならそれでもいいかもしれないけれども、助言委員会として名前を連ねるときに、私はこれについてこう思うという意見が出てもおかしくないと思います。委員として、この点をもっと強調すべきではないですか。そういうときにそれを判断しなければいけない。それをもう一回、そもそも事業の内容はどういうことなんでしょうか、なぜこういう意見が出てきたんですかと、内容を説明するときに、座長が説明するという話がありましたが、座長も十分に情報に通じているわけではありませんので、必要なときは、その担当部局から説明していただくということがあっていいと思います。

2つのことが必要で、助言委員会として名前を出して、この答申案を出すのであれば、他のワーキンググループ以外に入らない委員の意見をどのように担保するか。そこは排除しないという姿勢が必要ではないかと思います。これが1つです。

それから、助言委員会として、その説明を受けている。事業の内容について。具体的、技術的な内容について、ワーキンググループにある程度原案づくりを任せたと。原案づくりについて作業に当たってもらった。多分そういう2段階があるのではないかと思います。だから、その両方です。つまり助言委員会は説明はしない。かつワーキンググループだけの意見でまとめてしまうということについて、少しほかの委員に抵抗があるように思うので、私自身はちょっと抵抗があります。ちょっとご検討してみてください。

河添課長 はい、わかりました。

一方で、今の進め方自体は、今回、試行的にやっていますけれども、ワーキンググループはあえて小さいグループをつくらなくて、今回は本当に都合の合う先生方をお願いしたという感じでなっておりますけれども、そういう意味では、先生方を選ばずに、この案件にご関心、あるいはその専門性を有している方という形でワーキンググループを組みましたので、そのやり方については試行錯誤があるかもしれません。基本的には、今のようなやり方がしばらく続くことになると思います。その案件に対して、全体会でワーキンググループを決めていくというやり方です。

原嶋委員 ワーキンググループに誰が入るかというのが問題ですし、ワーキンググループでもない、委員でもない人の意見もあり得るので、排除しないという仕組みを、確かに効率的にやるということは必要だけれども、逆に言えば排除しないということも考慮する必要がある。

特に、マスコミで取り上げられるような案件とか、あるいはインドの貨物みたいに大規模な案件のような場合には、ちょっと慎重な対応が必要だと思います。

河添課長 それはわかります。やり方については。

原嶋委員 オブザーバーの人も何か発言ありましたよね。

河添課長 オブザーバーの方の発言も許可します。

石田主査 では、スケジュールについては、再確認させていただきます。

7月27日までに、我々委員のほうで、追加のコメントなり、7月27日までに原案を確定する。

河添課長 原案を確定でお願いしたいのですが。

田中委員 原案というのは何を、助言案……。

河添課長 そうですね。全体会合に持っていく助言案。

石田主査 まだ事業部のほうからいろいろと質問いただいたものの回答が来た上で、判断できる部分があると思うので、その点を、7月27日までに私たちのほうから、いろいろな問題点なり、再提案なり、改訂案なりを提案した段階で、その後で、もう一度もむ段階があるというようなイメージではないでしょうか。

河添課長 スピード感でしょうけれども。

石田主査 今、タイプしていただいたメールは、今日、明日にでもいただけるわけですよね。

田中委員 少し項目を整理したほうが。各委員がそれぞれ言っているので、少し項目の順番とか見ていただいて。

石田主査 それと委員のほうから今後追加的に出される意見の整理等は事務局のほうで行っていただけるという理解でよろしいですか。

飯島職員 リファインしたものを送らせていただいて、追加コメントがあればそれを加えていただいて、一方で事業部のほうからも追加資料を。

田中委員 そのやり取りをして、8月2日の数日前には確定したほうがいいわけですね。

田中委員 何か審査部のほうで調整をする必要があるのであれば、その時間をとらなければいけないですけども、助言案というのはそもそも委員の中だけでつくるものであるという前提を置けば、当日まとめてもいいということはあるわけですけど。

河添課長 確かに、そうですね。

田中委員 何か審査部のほうが調整をする必要があるのですか。

河添課長 こちらサイドは、ちゃんと確定できていれば、それはそれでよろしいんですけども、2日の全体会合にかける前に。目安としてちょっと申し上げたわけですけども。金曜

日まで、その時間をとって、金曜日までには確定するというそんなスケジュールでいきましょ
うか。30日ですね。

石田主査 7月30日。今から10日弱です。

原嶋委員 リファインしたものが来るんですよね。

飯島職員 今日のもはそうなります。

河添課長 ちなみに助言案のほうは、主査が最終的に承認いただく形になりますので、CC
は必ず入れていただいて、石田委員のほうで、という形で取りまとめていただいて。

石田主査 個々の人たちが意見を述べる時にということですか。

河添課長 そうですね。我々とのやり方になってしまうと、ちょっとワンステップ増えてし
まうので。

原嶋委員 気をつけたほうがいいですよ。主査の決め方をこれから少しやり方を考えられな
いと。 河添課長 わかりました。

原嶋委員 それを皆さんが合理的に公平に理解できるルールが必要ですよね。 石田主査
長時間にわたり、皆さんどうもありがとうございました。

本日は、これで終了したいと思います。

ありがとうございました。

午後4時33分 閉会